

一般社団法人 可視化情報学会 役員選出規則

平成23年2月28日制定

平成23年6月1日施行

平成23年5月14日改定

平成27年6月13日改定

(総則)

第1条 この規則は、本会定款第25条の規定に基づく理事および監事候補の選出方法について定める。

(委員会の設置)

第2条 理事および監事の候補を選出するために、役員選出委員会を置く。役員選出委員会は任期満了によって退任する、または退任した理事3名以上によって構成される。

2 役員選出委員会に関しての細則はそれぞれ別途定めることができる。

(委員会の任務)

第3条 委員会は正会員の中から理事および監事候補を選出し、理事会に報告した後に、総会において選任した理事および監事を報告する。

(委員の任期)

第4条 任期は理事の任命が行なわれる事業年度の通常総会の翌日から翌年の通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 役員選出委員会に委員長を1名おく。

5 委員長は、役員選出委員会を代表し、その事務を総理する。

6 役員選出委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 役員選出委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(附則)

1. この規則は、理事会の議決を経て、変更することができる。

2. 平成23年2月28日に制定されたこの規則は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。